

陽甲第五七号

案起

昭和三四年十一月九日決

定

昭和三四年十一月九日施

行

昭和三四年十一月九日

内閣総理大臣

内閣官房長官

首席内閣参事官

内閣参事官

事務官

印

和三四年十一月九日

内閣総理大臣

衆・参の院議長あて(名通)

羽十日(衆議院議長あて)、貴院会議において、外務大臣が、曰米を
明後二日(参議院議長あて)、貴院会議において、外務大臣が、曰米を

全保障条約改正に関する文書の経緯について発言いたしたつ。
右国会法第十七条によつて通告する。

裏面白紙

112

国会法(抄)

第七条 国務大臣及び政府委員が、議院の会議又は委員会に
おいて発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しな
ければならぬ。

内閣

日本工業規格 B 5 (十四行罫)

(東文社納)

0000 1023